本号で公布された法令のあらまし

◇採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験により確保すべき人材に関する政令の一部を改正する政令（政令第一八七号）（内閣官房）

1　国家公務員法（以下「法」という。）第四五条の二第一項第三号の政令で定める官職について、今回新設する採用試験における対象官職を加えることとした。（第一条第二項関係）

2　法第四五条の二第二項第三号の政令で定める一定の範囲の知識等を有する者について、今回新設する採用試験に係る者を加えることとした。（第二条第三項関係）

3　法第四五条の二第三項の政令で定める事項について、今回新設する採用試験により確保すべき人材に関する事項を加えることとした。（別表関係）

4　その他所要の規定の整備を行うこととした。

5　この政令は、令和二年一月一日から施行することとした。

◇高圧ガス保安法関係手数料令及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令（政令第一八八号）（経済産業省）

一　高圧ガス保安法関係手数料令の一部改正関係

経済産業大臣の行う圧縮水素自動車燃料装置用容器に係る容器検査等の手数料の額を定めることとした。（別表第三第一の項ロ関係）

二　地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正関係

都道府県知事等の行う圧縮水素自動車燃料装置用容器に係る容器検査等の手数料の標準となる額を定めることとした。（本則の表五四の項のロ関係）

三　施行期日

この政令は、令和二年四月一日から施行することとした。

◇民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第一八九号）（法務省）

民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第二号）の施行期日は、令和二年四月一日とすることとした。

◇民法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第一九〇号）（法務省）

民法等の一部を改正する法律（令和元年法律第三四号）の施行期日は、令和二年四月一日とすることとした。

◇麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令（政令第一九一号）（厚生労働省）

1　メチル＝三―〔（四S）―八―ブロモ―一―メチル―六―ピリジン―二―イル―四H―イミダゾ［一・二―a］［一・四］ベンゾジアゼピン―四―イル〕プロパノエイト（別名レミマゾラム）及びその塩類を向精神薬に指定することとした。（本則関係）

2　この政令は、公布の日から起算して三〇日を経過した日から施行することとした。

◇自衛隊法施行令の一部を改正する政令（政令第一九二号）（防衛省）

1　一等陸尉以下一等陸曹以上、一等海尉以下一等海曹以上又は一等空尉以下一等空曹以上の自衛官の定年を改めることとした。（別表第九関係）

2　この政令は、令和元年一二月三一日から施行することとした。

政　令

採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験により確保すべき人材に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和元年十二月十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百八十七号

採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験により確保すべき人材に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第四十五条の二第一項第三号、第二項第三号及び第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験により確保すべき人材に関する政令（平成二十六年政令第百九十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中第三号を削り、第四号を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四　入国、上陸及び在留に関する違反事件の調査並びに収容令書及び退去強制令書の執行を受ける者の収容、護送及び送還の分野に係る専門的な知識を必要とする事務をその職務の主たる内容とする官職

第一条第二項第五号中「別表」を「別表外務省専門職員採用試験の項下欄第一号」に改め、同項第十一号中「別表」を「別表航空保安大学校学生採用試験の項下欄第一号及び第二号」に改め、同項中第十四号を第十五号とし、第十三号を第十四号とし、第十二号の次に次の一号を加える。

十三　海上保安業務の分野に係る専門的な知識を必要とする事務をその職務の主たる内容とする官職

第二条第一項中「能力（以下」の下に「この条において」を加え、同項第一号中「以下」を「第四項及び別表総合職試験の項中欄において」に改め、同項第二号中「以下」の下に「この条及び別表において」を加え、同条第二項第二号中「以下」を「次項及び別表において」に改め、同条第三項第二号中「前条第二項第四号から第六号まで又は」を「前条第二項第三号、第五号、第六号、」に改め、「第十号まで」の下に「又は第十三号」を加え、同項第三号中「若しくは第三号又は第十一号から第十四号まで」を「、第四号、第十一号、第十二号、第十四号又は第十五号」に改める。

第三条中「以下」の下に「この条及び別表において」を加える。

別表入国警備官採用試験の項を削り、同表法務省専門職員採用試験の項下欄第四号中「第一条第二項第四号イ」を「第一条第二項第三号イ」に改め、同項の次に次のように加える。

入国警備官採用試験	高卒程度の者	一　論理的な思考力及び表現力を備えていること。 二　採用後の研修又は職務経験を通じて前号に規定する論理的な思考力及び表現力の向上が見込まれること。 三　職務を適切に遂行することができる身体の状況にあること及び職務を遂行する上で求められる体力を備えていること。 四　前三号に掲げるもののほか、採用試験の種類の全てを通じて備えているべき知識、能力等を備えていること。